

令和8年度 進路について

1 進路指導について

(1) 進路指導の基本方針

児童・生徒と保護者が自らの生き方を考え、進路を選択できるよう支援します。

(2) 方法

(ア) 進路希望調査や産業現場等における実習、福祉事業所見学会などを行い、卒業後の進路について考える機会を提供します。

(イ) 進路説明会や外部講師を招いての学習会及び福祉事業所資料展示会、体育館前掲示板の活用、進路ニュースの発行等、進路に関する情報を提供します。

(ウ) 日常生活や学習活動を通して、豊かな人間関係の形成を目指します。

(3) 希望の進路に進むためのポイント

(ア) 基本的な生活習慣の確立や家事の経験、公共交通機関の利用などが自立へつながります。

(イ) 自分で選択し決定する経験の積み重ねが自律的な生活を作ります。

(ウ) 働きたいという意欲をもつことが大切です。

(エ) 自分の適性や社会の動向を把握し、どこに住み、どんな仕事で、休日には何をしているのか等、将来の生活をイメージしてください。

2 進路状況

(1) 小学部

小学部卒業後は、多くの児童が本校中学部へ進学します。

(2) 中学部

中学部卒業後は、多くの生徒が本校高等部へ進学します。他校高等部への進学や福祉事業所の利用をすることもあります。

(3) 高等部

高等部卒業後は、福祉事業所を利用する生徒が多いです。高等部卒業後、すぐに一般企業に就職するのは、学年在籍生徒数の1~2割程度(年によって変動します)です。就労定着支援の利用を考えて、就労移行支援事業所などを利用してから一般企業に就職する方も増えています。障害者雇用率の上昇により、求人数は増えていますが、企業側が求める人物像は従来とあまり変わりありません。

企業が求める人物像	*スムーズなコミュニケーションができる人 *心身の状態を自分で整えられる人 *体力があり、仕事を休まない人
-----------	---

3 高等部卒業後の進路先

進路先	主な業種及びサービス種別等
一般企業	・製造 ・サービス ・医療、福祉 など
福祉事業所	・就労移行支援 ・就労継続支援B型 ・生活介護 ・就労継続支援A型 など
進学	・三河高等技術専門学校 ・なごや職業開拓校 など

進路先	企業就職	就労移行	就労継続 支援 A	就労継続 支援 B	生活介護	進学	合計
人数	9	6	2	17	9	0	43

(令和7年度)

【参考】福祉サービスの種類(日中活動)

サービス種別	サービス内容等	賃金・工賃
就労移行支援	<p>一般企業等への就労を希望する方に、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>事業所によって、訓練内容や移行率(1年に何人就職したか)が違います。利用期間は原則 24 か月以内で、準備が整った段階で一般企業就職へチャレンジします。就労定着支援を行っている事業所もあります。</p>	<p>原則なし (施設外就労等に従事した場合は工賃が出ることもある)</p>
就労継続支援A型	<p>一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>良好な勤務態度や作業能力が求められます。勤務時間は4時間程度(例:9:30~14:30、1時間休憩)のところが多いです。</p> <p>制度上、高卒後すぐには利用できない場合があります。</p>	<p>原則最低賃金以上 (愛知県の最低賃金は ¥1,140/時、 R6年度A型平均工賃は ¥91,355/月)</p>

<p>就労継続支援B型</p>	<p>一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>雇用契約はありませんが、就労の場なので、本人の「働きたい」という意欲が求められます。送迎があるところもありますが、自力通勤のところもあります。</p> <p>卒業後すぐに利用するには、「就労アセスメント」が必要です。</p>	<p>工賃は事業所による (R6年度愛知県のB型平均工賃は¥27,068/月)</p>
<p>生活介護</p>	<p>常時介護を必要とする方に、入浴、排泄及び食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。</p> <p>原則、障害支援区分3以上の方が利用できます。</p>	<p>工賃がある事業所もある (毎月定額/出勤状況に応じて/出来高に応じて等)</p>

4 高等部での進路決定までの流れ

	企業等就職希望者	福祉サービス提供事業所希望者	進学希望者
1年	進路説明会・進路希望調査(4月) 福祉事業所等見学(7~8月) 校内実習(10月)		
2年	進路説明会・進路希望調査(4月) 福祉事業所等見学(7~8月) 進路相談会(8月) 校内実習(6月・10月) 就労選択支援(随時) 産業現場等における実習Ⅰ・Ⅱ(10月・1~2月) 進路相談会(2~3月)		
3年	進路説明会(4月) 校内実習・産業現場等における実習(6月) 個別移行支援計画の作成(11月)		
	職業相談、求職登録、 重度判定(7~8月) ↓ 求人票受取(7月) ↓ 応募書類提出(9月) ↓ 採用選考(9月) ↓ 採用内定 (選考後1週間程度) ↓ 労働契約の締結 (2~3月) ↓ 入社(4月)	＊市役所との調整 ・支援区分認定審査 ・面接調査 ・利用意向聴取 ・支給決定 受給者証交付 ＊相談支援事業所への相談 ・サービス等利用計画作成 (2~3月) ＊福祉事業所との調整 ・利用契約(2~3月) ↓ サービス利用開始 (卒業翌日~)	学校見学・体験 (夏休み~随時) ↓ 願書提出(10月頃) ↓ 受験(12月頃) ↓ 合格(12月頃) ↓ 入学手続き (1~2月頃) ↓ 入学(4月)

5 進路に関わる年間行事

(1) 小・中学部

	小学部	中学部
4月	進路希望調査(4~6年) 個別懇談	進路希望調査 個別懇談
5月	就学前施設との連絡会(1年) 中学部見学会(6年)	
6月	ふれあい発見(6年)	チャレンジ体験(3年)
7月		
9月		
10月	小中学部保護者進路学習会 福祉事業所資料展示会	
11月		
12月		
1月		校内実習 保護者校内実習見学会 保護者進路説明会(1・2年)
2月	個別懇談	個別懇談 高等部入学者選考・合格発表(3年)
3月		

(2) 高等部

	1年生	2年生	3年生	卒業生
4月	保護者進路説明会・個別懇談			
5月			産業現場等における 実習説明会	アフターケアⅠ-①
6月		校内実習・就労選択 支援	産業現場等における 実習(随時) 校内実習	
7月	進路希望調査 福祉事業所見学会(～8月)		重度知的障害者判定 入社試験に向けての指導Ⅰ	
8月		県の機関における インターンシップ実習 進路相談会	公共職業安定所との職 業相談会	アフターケアⅠ-② アフターケアⅡ
9月	校外学習 (企業見学)	校外作業学習 (～2月)	入社試験に向けての指導Ⅱ	
10月	校内実習	産業現場等における 実習Ⅰ・説明会 校内実習		
11月			個別の移行支援 計画作成	アフターケアⅢ
12月	高等部保護者進路学習会 福祉サービス提供事業所資料展示			
1月	校外学習 (福祉事業所等) 進路希望調査	産業現場等における 実習Ⅱ(～2月) 進路希望調査		アフターケアⅠ-③
2月		進路相談会 (～3月)	福祉事業所との 契約(～3月)	
3月			進路先との 移行支援会議	

6 行事や用語等について

	行事や用語	内容
(1)	進路希望調査	所属部卒業後及び高等部卒業後の進路について、本人の希望を踏まえてご家族で話し合ってください。
(2)	ふれあい発見(小6) チャレンジ体験(中3)	児童・生徒を対象に、職業観、勤労観の育成のため、地域の働く場の見学やそこでの体験をするものです。
(3)	校内実習	校内で就労の場に見立てた環境を作り、1～2週間に渡って終日の作業学習を行います。
(4)	産業現場等における 実習	企業や福祉事業所で就労体験を行います。高等部2年生10月は体験的な実習、高等部3年生6月は進路先を見据えた実習となります。実習期間は原則月曜から金曜の5日間です。保護者の方も毎日の送迎や事前打合せ、反省会への参加等があります。
(5)	福祉事業所見学会	進路先の参考とするため、夏期休業中に高等部1・2年生の生徒とその保護者で地域の福祉事業所の見学に行ってください。
(6)	進路相談会	高等部2年生の8月と2月頃に、個別懇談と同時に行います。この相談会で高等部3年生6月に行う産業現場等における実習の実習先(進路先)を決定していきます。この時期までにいろいろな福祉事業所を見学し、本人が行きたいと考える進路先を見付けておいてください。企業就職希望の方も必ず1か所は福祉事業所を考えておいてください。
(7)	保護者進路学習会	小中学部と高等部に分け、進路に関する内容の講演を行います。「子育て」「お金」「福祉サービス制度」などをテーマとします。
(8)	個別移行支援計画	高等部3年生のときに作成します。本人・保護者の希望の共通理解を図り、卒業後の進路先への移行をスムーズに行うためのものです。
(9)	公共職業安定所との 職業相談会	一般企業への就職を希望する高等部3年生の生徒とその保護者が、公共職業安定所の職員と面談し、求職登録を行います。本校では、夏季休業中に学校で行っていますが、直接ハローワークで行うこともできます。
(10)	校外作業学習	高等部2年生の一部生徒を対象に、学校近隣の企業で体験実習を行います。

(11)	県の機関における インターンシップ	県関係機関の職場で特別支援学校生徒を体験生として受け入れます。生徒は一般就労に向けた基本的知識や習慣等を身に付けること、県職員には障害者理解を深めてもらうことを目的として行います。本校では、高等部2年生の一部生徒を対象として行っています。
(12)	アフターケアⅠ～Ⅲ	進路指導部職員及び高等部職員が職場を訪問したり、聞き取りをしたりして、卒業後の就労生活を支えています。
(13)	就労選択支援	就労選択支援は、自身の希望や適性に合った働き方や就労支援サービスを選択できるよう、短期のアセスメントを通じて支援する制度です。本人の希望や能力に応じた適切な就労支援のルートを選択できるようにすることを目的としています。従来は本人の適性が十分に把握されないまま就労継続支援 A 型・B 型などを選択し、早期離脱やミスマッチが生じるケースがありました。就労選択支援は、こうした課題を解決するために、就労支援の「入り口」を見直す短期的な支援として位置づけられています。
(14)	障害支援区分	多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを総合的に示すもので、非該当から区分6まであります。数字が小さいほど支援の度合いが低く、区分6が最も支援の度合いが高くなります。原則、区分3以上の方が生活介護事業所を利用できます。
(15)	重度知的障害者判定	障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などの雇用対策上における重度障害者判定を受けることができます。重度障害者と判定されると、企業からより必要な支援を受けることができます。企業にとっては障害者雇用率上のメリットがあります。
(16)	就労定着支援	障害のある方が一般就労した職場で長く働き続けることができるようサポートする支援です。福祉事業所を利用後に一般就労した方が対象となるため、学校卒業後すぐに就職した方は就労定着支援事業の対象外となります。